



熊本県公報

第 1 1 8 7 4 号
平成 22 年 1 月 19 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……………（障害者支援総室） 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………（ 〃 ） 1
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 2
- 道路の供用開始……………（ 〃 ） 2
- 道路の供用開始……………（ 〃 ） 2

公 告

- 基本測量の終了……………（監理課） 3
- 団体営土地改良事業施行の同意……………（農村計画・技術管理課） 3
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所……………（都市計画課） 3
- 白川・菊池川地域森林計画の樹立……………（森林整備課） 3
- 平成21年度緑川地域森林計画の変更……………（ 〃 ） 3
- 平成21年度球磨川地域森林計画の変更……………（ 〃 ） 3
- 平成21年度天草地域森林計画の変更……………（ 〃 ） 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見……………（商工政策課） 4

告 示

熊本県告示第 6 1 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 2 年 1 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
あさひ調剤薬局 熊本市呉服町一丁目 4 6 番地	平成 2 2 年 1 月 1 日	0 1 4 7 2 3 2
松橋クローバー薬局 宇城市松橋町豊福 2 0 6 4 - 3	平成 2 2 年 1 月 1 日	1 4 4 0 2 8 9
訪問看護ステーションありあけ 玉名郡長洲町宮野 2 7 7 5	平成 2 2 年 1 月 1 日	2 4 9 0 0 2 3

熊本県公告第 6 2 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 2 年 1 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
すずらん 熊本市春日 1 丁目 1 4 番 2 7 号	特定非営利活動法人熊本すずらん会 熊本市春日 1 丁目 1 4 番 2 7 号	平成 2 1 年 1 2 月 2 9 日	4310100708	居宅介護、 重度訪問 介護

	西島 衛治		
--	-------	--	--

熊本県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年1月19日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	荒尾長洲線	玉名郡長洲町大字高浜字宮ノ脇 11番1地先から 同所 11番2地先まで	前	12.6 ～ 22.8	40.0	地基創 交安 (歩道 設置)
			後	13.0 ～ 23.5		

2 区域を変更する期日 平成22年1月19日

熊本県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年1月19日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳本渡線	天草市楠浦町字塔ノ河内 8012番3地先から 同市楠浦町字黒木尾 8015番1地先まで	125.1	道路法 第24 条工事 (仮設 道路)

2 供用を開始する期日 平成22年1月19日

熊本県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年1月19日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	下益城郡美里町早楠字本村 880番2地先から 同所 888番1地先まで	50.0	地域連 携特一 (現道 拡幅及 び法面 保護工)
		下益城郡美里町早楠字小津留 1179番2地先から 同所 1188番1地先まで		

2 供用を開始する期日 平成22年1月20日

公 告

熊本県公告第19号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成22年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（基準点測量）	平成21年6月1日から 平成21年12月21日まで	八代市、阿蘇市、下益城郡美里町、鹿本郡植木町、阿蘇郡南小国町、同小国町、上益城郡益城町、葦北郡芦北町、球磨郡多良木町、同五木村

熊本県公告第20号

平成21年6月5日付けで玉名市長から協議のあった栗の尾地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成22年1月8日付けで同意したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第7項の規定により公告する。

平成22年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第21号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第2項の規定により、城南町中央土地区画整理組合の理事でなくなった者の氏名及び住所を次のとおり公告する。

平成22年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	住 所
前田勝	下益城郡城南町大字坂野509番地2

熊本県公告第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により白川・菊池川地域森林計画をたてたので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成22年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 公表する書類 白川・菊池川地域森林計画書
- 公表の開始時期 平成22年1月19日から
- 公表場所 熊本県農林水産部森林整備課、熊本県玉名地域振興局農林水産部林務課、熊本県鹿本地域振興局農林部林務課、熊本県菊池地域振興局農林部林務課及び熊本県阿蘇地域振興局農林部林務課

熊本県公告第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により緑川地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成22年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 公表する書類 平成21年度緑川地域森林計画変更計画書
- 公表の開始時期 平成22年1月19日から
- 公表場所 熊本県農林水産部森林整備課、熊本県宇城地域振興局農林部林務課及び熊本県上益城地域振興局農林部林務課

熊本県公告第24号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により球磨川地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成22年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 公表する書類 平成21年度球磨川地域森林計画変更計画書

- 2 公表の開始時期 平成22年1月19日から
 3 公表場所 熊本県農林水産部森林整備課、熊本県八代地域振興局農林水産部林務課、
 熊本県芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県球磨地域振興局農林部林務課

熊本県公告第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により天草地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。
 平成22年1月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 公表する書類 平成21年度天草地域森林計画変更計画書
 2 公表の開始時期 平成22年1月19日から
 3 公表場所 熊本県農林水産部森林整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部林務課

熊本県公告第26号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成21年8月12日に行われた届出に対し、同法第8条第1項及び第2項の規定により水俣市及び水俣市に存する団体から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
 平成22年1月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ロッキーマウンテン南福寺店
 水俣市南福寺1-7-1
- 2 水俣市の意見の概要
- (1) 従業員による定期的な交通誘導のほか、付近交差点と江南橋側出口の通行及び敷地内の駐車等を円滑に行うため整理員を配置すること。
 - (2) 出入口からの安全対策としてカーブミラーを設置すること。なお、設置については道路管理者と協議し道路占用許可を得ること。
 - (3) 出入口における歩行者や自転車の車両による巻き込みや飛び出し等の防止のための安全施設の設置や注意喚起等の対策、周辺通学路の交通安全対策を講じること。
 - (4) 法定外公共物（里道・水路）について事前に管理者（水俣市）に占用許可を得ること。また、法定外公共物の構造物の形状変更等を伴う工事を行う場合も事前に管理者に協議を行い許可を得ること。
 - (5) 児童・生徒の溜まり場となる可能性があるため、暗がりや目隠し等の箇所が生じないようにすること。
 - (6) 防犯対策を行うこと。
 - (7) 冷却塔、室外機等についてはできるだけ低騒音型を使用していただきたい。設置場所についても敷地中央側に設置するなどの対策を検討していただきたい。
 - (8) 商品等の搬出入車両や荷捌き作業時等の騒音については、計画的な搬出入作業を行うなど、近隣住宅への十分な配慮を行うこと。
 - (9) 敷地内明における自動車走行等による騒音軽減に十分な配慮を行うこと。
 - (10) 屋外照明による光害について近隣住宅への十分な配慮を行うこと。
 - (11) 廃棄物等の保管、運搬、処理については、周辺地域への生活環境の保持の観点から適正な対応を行うこと。
 - (12) 本市が進める環境モデル都市の取組への協力をお願いしたい。
 - (13) 計画等に変更が生じた場合は再度協議を行うこと。
- 3 水俣市に存する団体からの意見の概要
- (1) 1区自治会
 - ① 寺、学校等が周辺にあり、時間帯によっては人の往来が多いため、駐車場出入口付近の交通安全対策に万全を期すこと。
 - ② 店舗が学生の溜まり場とならないよう配慮すること。
 - (2) 5区自治会
 - ① 高校生の登下校時と夕方の交通量が多い時間帯に交通整理員を配置されることを希望する。
 - ② 6区消防格納庫の反対側にカーブミラーの設置が必要と思われる。
 - (3) 旭町商店街
 - ① 付近に学校があり、子供達の送迎で特に雨の日は相当な混雑が予想される。交通安全対策を十分に行うこと。
 - ② ゴミの分別など水俣市の処理計画等に沿ったものにする。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び芦北地域振興局総務振興課
 平成22年1月19日から平成22年2月19日まで